

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 ITの進展等への対応

#### I 金融デジタルイゼーション戦略

デジタルイゼーションの進展により、新しいプレイヤーが金融分野に進出するとともに、革新的なサービスが生まれ、利用者利便を飛躍的に向上させていくことが期待されている。デジタル化された情報が金融・非金融サービスを問わず活用され、利用者目線での金融サービスの高度化が可能となる中、既存の金融機関には、より利用者ニーズに即した金融サービスを提供できるよう、そのビジネスモデルを顧客起点で変革していくことが求められている。こうした環境変化を踏まえた金融サービスの向上に向けて、金融庁として、以下の11の施策からなる「金融デジタルイゼーション戦略（注）」をとりまとめた。

1. 情報の蓄積と利活用
2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護
3. デジタルイゼーションに対応する情報・金融リテラシー
4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化
5. 金融行政のデジタル化
6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進
7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進
8. 国際的なネットワーク
9. デジタルイゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進
10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応
11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制

（注）詳細については、「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政の実践と方針～（平成30事務年度）」（第1部第2章第1節）を参照

#### II FinTech サポートデスク

「FinTech サポートデスク」においては、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用している。（別紙1参照。また、これらの経緯や背景については別紙2参照）

#### III FinTech 実証実験ハブ

「FinTech 実証実験ハブ」においては、フィンテック企業等による前例のない実証実

験についてハンズオンで支援を行い、2018 事務年度においては、4 件の実証実験の結果を公表し、新たに 1 件の実証実験の支援決定を行った。(別紙 3 参照。また、これらの経緯や背景については別紙 4 参照)

- (1) 実証実験が終了し、結果を公表した実証実験 (別紙 5～8 参照)
- (2) 新たに支援決定を行った実証実験 (別紙 9 参照)

#### IV FinTech Innovation Hub

##### 1. 経緯・背景等

フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、2018 年 7 月、「FinTech Innovation Hub」を設置した。

##### 2. 取組み実績

フィンテック企業、金融機関、IT ベンダー、ベンチャーキャピタル等、100 先以上の企業等との個別の意見交換(「100 社ヒアリング」)を行った。さらに、金融庁職員とフィンテック企業等との双方向のコミュニケーションの場として「Meet up with F S A」を開催するなど、幅広い関係者と意見交換の機会を持った。(別紙 10 参照)

#### V プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018 年 6 月 6 日施行)に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。

2018 事務年度においては、金融庁として、1 件の新技術等実証計画(仮想通貨交換業者間で即時に暗号資産の売買を実現できる取引環境の構築)を認定・公表した。

#### VI 「決済高度化官民推進会議」の開催(別紙 11 参照)

#### VII 金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について

##### 1. 背景

IT・オンライン化を通じた事業の合理化や新たなサービス提供が進む中、こうした金融を取り巻く環境の変化に対応できていない規制が存在するとの指摘等を踏まえ、金融庁では、2018 事務年度においては以下のような制度の見直しを行った。

## 2. 取組実績

警察庁とともに、オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加を検討し、2018年11月、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の顔の画像の送信を受ける方法等の追加を内容とする改正犯罪収益移転防止法施行規則を公布・施行した。(別紙12～13参照)

## VIII フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

### 1. 背景

デジタルイゼーションはグローバルに進展しているため、海外の当局及びプレイヤーの動向をフォローするとともに、我が国の取組みを発信することが重要である。また、必要に応じこうした当局やプレイヤーと協働していくことが望ましいことから、海外とのネットワークを強化する必要がある。

### 2. 取組み実績

#### (1) フィンテック・サミットの開催

2018年9月、「フィンテック・サミット2018」を、海外の金融当局や研究者、技術者も交え、大半のセッションを英語で行うなど、過去2回の開催に比べて国際的なプレゼンス・発信力を高めた形で開催した。(別紙14参照)

#### (2) ブロックチェーン技術に関する国際共同研究

ブロックチェーン技術を活用した金融取引のプライバシー保護と追跡可能性について調査研究を行い、その調査研究の成果を活用し、合計16の金融当局・中央銀行・国際機関等に加え、国内外の学会研究者等が参加した「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を2019年3月に東京で開催した。(別紙15～17参照)

#### (3) フィンテック推進協力枠組み

海外当局との間でフィンテック推進に向けた協力体制を更に強化するため、新たにドバイ・金融サービス機構(2018年9月)、フランス健全性監督破綻処理庁及び金融市場機構(2018年11月)との間で、フィンテック推進協力枠組みに係る書簡交換を行った。(別紙18参照)

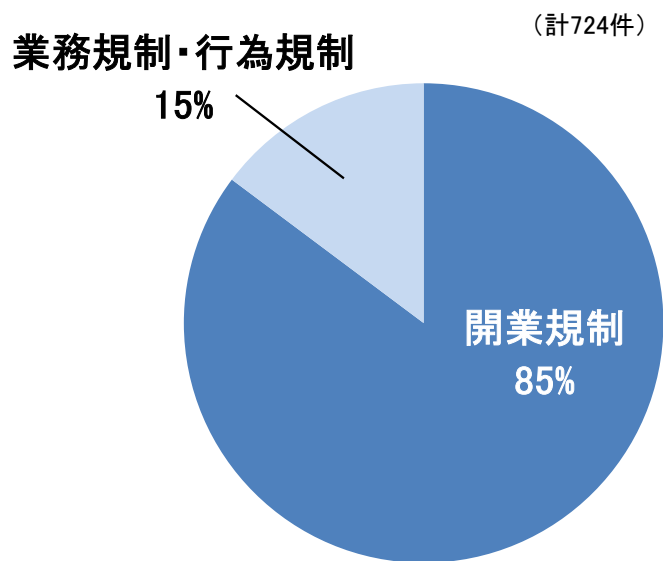
## 「FinTechサポートデスク」の概要

- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均 1 週間程度で対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

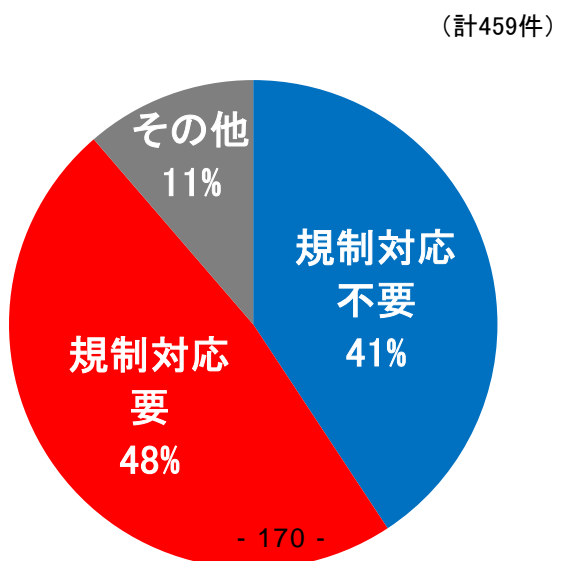
tel : 03-3506-7080

- 開設 (2015年12月14日) 以来、2019年 6月末までに、問合せ総数は869件
- 法令解釈に関する問合せ724件の内、開業規制 (事業開始にあたっての許可・登録の要否) に関するものが9割弱 (617件)。業務規制・行為規制に関するものは1割強 (107件)
- 相談終了済案件 (459件) の内、規制がかからないとの回答をしたものは約 4割、回答期間は概ね 1 週間程度

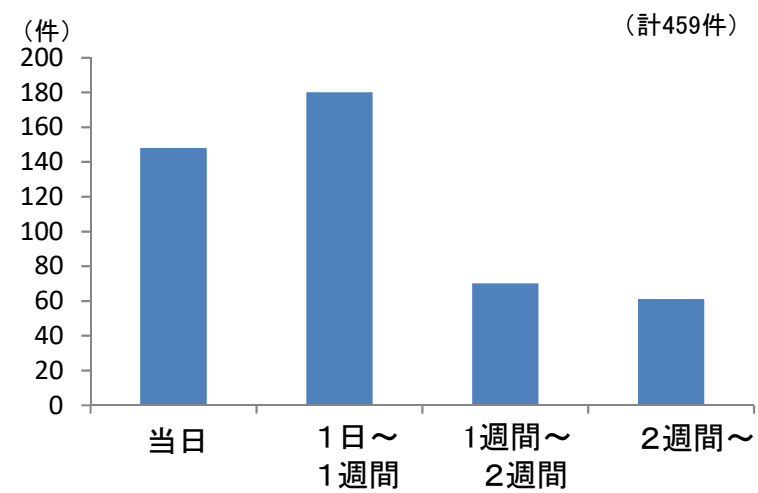
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均1週間程度

## 「FinTechサポートデスク」の設置について（平成27年12月14日公表）

- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
  - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
  - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に  
分析するとともに、金融イノベーションを促進

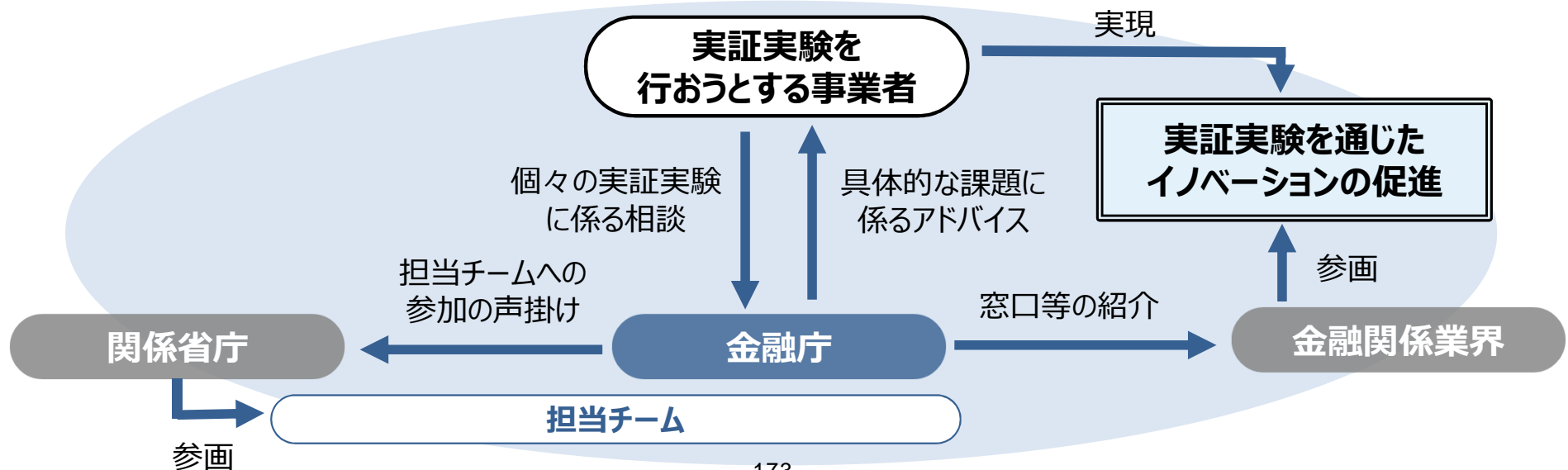
## (参考)FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙3)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験期間	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2017年11月 ～2018年3月	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年4月～9月	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年5月～6月	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2018年8月～10月	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	実験開始から 3ヶ月程度を予定	—

- ✓ 「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成29年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。
 

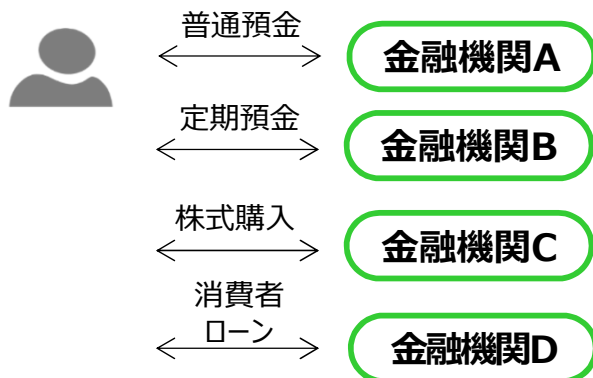
tel : 03-3581-9510  
 email : pochub@fsa.go.jp
- ✓ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
  - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



- 3メガ等は、非対面での本人確認の効率化・高度化を目指し、金融機関が共同で本人確認手続を行う仕組みを検討。
- 参加企業は、みずほFG、三井住友FG、三菱UFJFGを中心とする各金融機関、デロイトトーマツグループ。
- 2017年11月から2018年3月まで実証実験を実施。

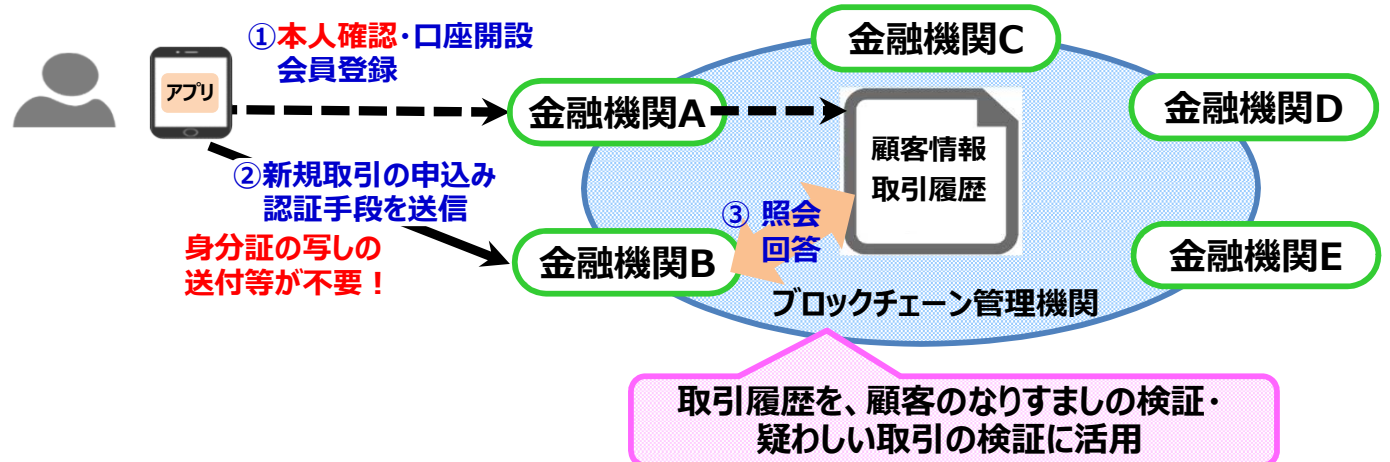
### 通常の本人確認方法

- ✓ 事業者の店頭での対面確認
- ✓ 身分証の写しの送付・送信  
+ 自宅で転送不要郵便の受取



### 実験概要

**いずれかの機関で本人確認済みの顧客は、再度の本人確認が不要となる仕組みを検討**



### 実験結果等

- ブロックチェーン技術を活用した本人確認方法は、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認された。一方で、管理機関の担い手やあり方など業務面における課題や、法的な論点等、様々な課題が存在することも確認された。
- 現在は、全銀協に設置された「AML/CFT態勢高度化研究会」（2018年6月設置）において、本人確認手続に限定せず、マネロン・テロ資金供与対策全般に関する金融機関間での共通化・共有化について検討。



- 顔認証技術を用いて（職員を介さずに）本人確認を行えるキャッシュカード発行機の実用化に向け、実証実験を実施。
- 実験では、複数の異なる環境に上記機器を設置し、顔認証技術を用いた本人確認の信頼性を確認しつつ、顧客の利便性、銀行事務の効率性の向上が図られるか検証。
- 参加企業は、大日本印刷、西日本シティ銀行。
- 2018年4月から9月まで実証実験を実施。

### 実験概要

#### ① 本人確認（顔認証技術を活用）

- 運転免許証・マイナンバーカードのICチップから顔写真データを読み取り
- 来店者の顔をカメラで撮影
- 顔認証技術で照合（顔の各パーツの位置間隔で照合）

#### ② 口座開設、キャッシュカードの即時発行

※ ICチップから顔写真データを読み取り、機器のみで本人確認を行う方法については、2018年11月に公布・施行された改正犯収法施行規則において認められたが、本実験は、当該施行前に実施されたものであるため、銀行職員による目視での本人確認も併せて行われた。



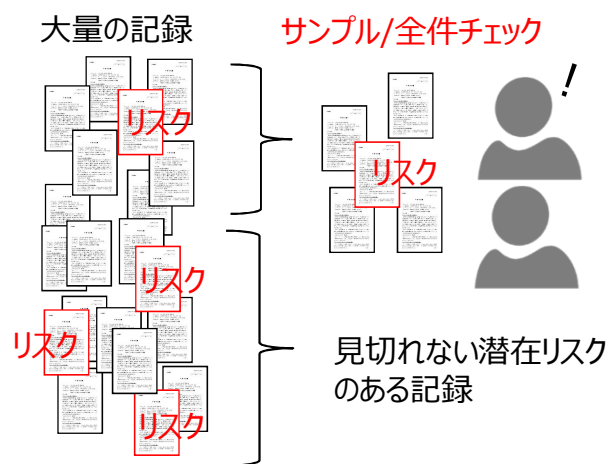
### 実験結果等

- 年齢性別を問わずほとんどの顧客等が平均2分で機器の操作を完了した。また、本人確認書類の真正性の確認及び顧客の同一性の確認は、機器により問題なく遂行されることを確認した。
- 金融庁では、本人確認方法のデジタル化を認める2018年7月に意見募集が行われた犯収法施行規則の改正案における要件や解釈を、警察庁に確認の上、提供するなどのサポートを実施。
- 今後、こうした新たな本人確認方法の実用化により、<sup>1)</sup>利用者の利便性や銀行等の生産性の向上が期待される。

- 金融商品販売時において職員の説明内容にコンプライアンス違反がないかのチェック及び応接記録等に含まれる顧客からの苦情等の抽出業務を、AIを活用することで、効率化・高度化できるか検証。
- 参加企業は、FRONTEO、三菱UFJ銀行、りそな銀行、横浜銀行、S M B C日興証券。
- 2018年5月から6月まで実証実験を実施。

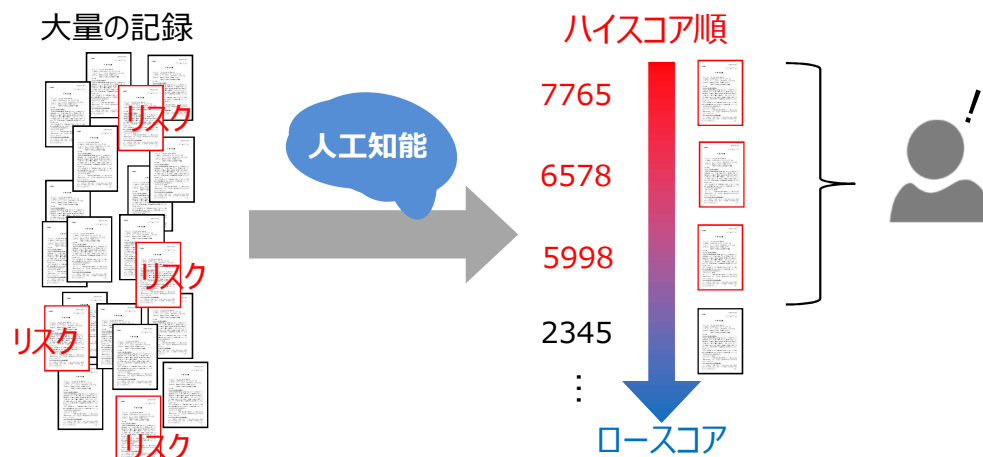
### 従来の業務フロー

大量の記録の中からサンプルチェック。もしくは時間と手間をかけて全件チェック。



### 実験概要

AIが全ての記録を解析し、スコアの高い順に記録を並び替える。確認担当者はスコアの高い記録から優先的に確認。優先順位付けの上での確認方法（新方法）と、優先順位付けを行わない確認方法（現行方法）で対照実験を行い、実際にリスクのある記録を検出できた割合や、確認に要する時間を比較。



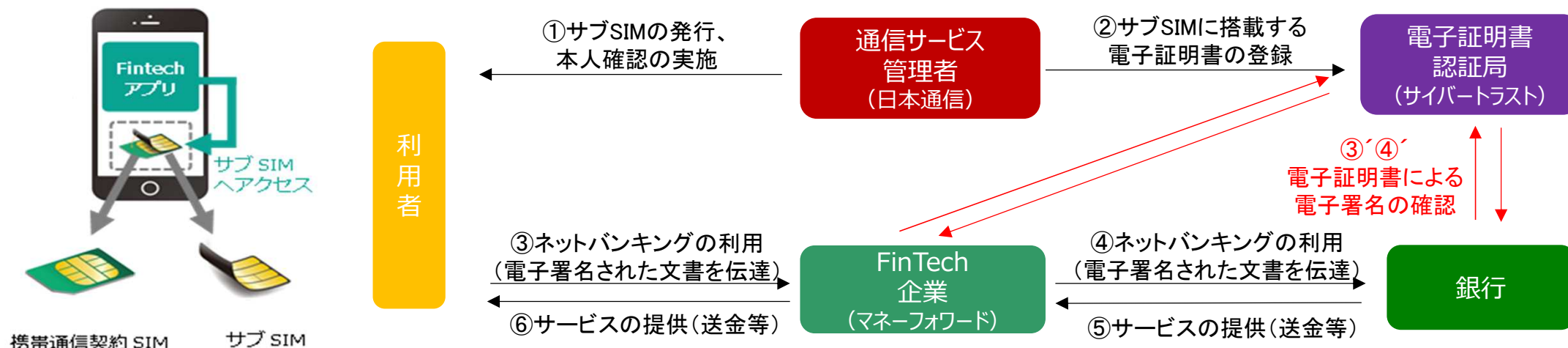
### 実験結果等

- AIを活用する新方法は、現行方法に比し、同等以上の精度を維持した上で、短時間でより多い確認業務を完了でき、AIの活用が確認業務の効率化・高度化に資する可能性があることが示された。
- 金融庁では、法令・監督指針上、金融機関によるコンプライアンス違反等の確認業務に当たり、AIにより、予めふるいにかけることは、特段問題ないと考えられる旨を整理。
- 今後、金融機関による確認業務にAIを適切に活用することにより、金融機関の業務の生産性向上等が期待される。

- 本実証実験では、利用者が所有するスマートフォンのSIMカードに新たなサブSIMを貼り付け、当該サブSIMに電子証明書を搭載することで、SIMカードをネットバンキングの利用者認証に利用するサービスについて、取引の安全性や利便性の向上等について検証。

\* 「SIM」とは、Subscriber Identity Module(加入者識別モジュール)の略であり、SIMカードはICカードの一種。本実証実験では、電子証明書やアプリケーションソフトウェアを格納したチップ(サブSIM)を利用する。

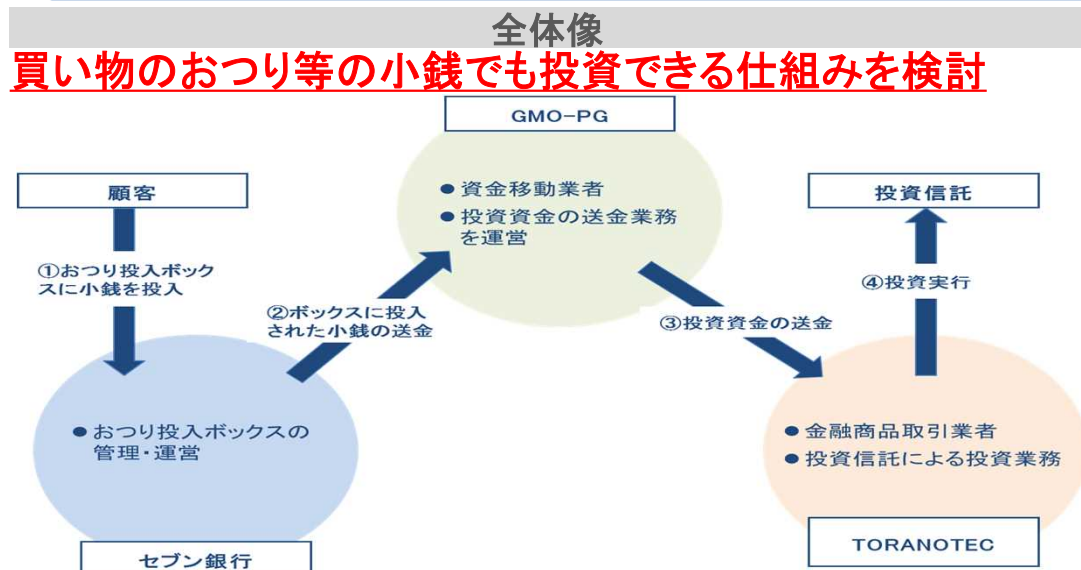
- 参加企業は、日本通信、群馬銀行、千葉銀行、徳島銀行、マネーフォワード、サイバートラスト。
- 2018年8月から10月まで実証実験を実施。



### 実験結果等

- サブSIMを用いた新たな本人認証方法は、ワンタイムパスワード等を使用する現行方法と同等以上のセキュリティ（取引内容の改ざん防止を含む）を確保しつつも、利便性を損なわずに本人認証等が実現可能であることを確認できた。
- 本人認証方法へのサブSIMの利用は、それが適切に運営されているのであれば、監督指針で示されている「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」などの高度化・巧妙化する犯罪手口への対策にかかる着眼点も充足するものと考えられ、本実証実験の手法は、インターネット等の通信手段を利用した非対面取引を行う場合の本人認証の観点で特段の問題はないと考えられる旨を、金融庁から回答。
- 今後、こうした新たな本人認証方法の実現により、金融機関等による、よりセキュリティの高いサービスの実現や利用者の利便性の向上等が期待される。

- 従前「おつり投資」のサービスは、家計簿アプリ等を介してクレジットカードの利用履歴を入手し、各取引ごとにバーチャルなおつりを計算し、合算した金額を月次などの単位で顧客の銀行口座から振り替えて、投資信託等を購入するサービス。
- これに対して、顧客が、小売店等に設置された装置（おつり投入ボックス）に、買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入し、そのまま投資に回せるサービス（リアルおつり投資）を適正に遂行できるか検証。
- 参加企業は、TORANOTEC、GMOペイメントゲートウェイ、セブン銀行、ポケットチェンジを予定。
- 実証期間は、実験開始から3ヶ月程度を予定。



金融庁の関わり

- 資金（おつり等）の移動は、資金移動業者のGMO-PGが担うが、顧客との接点は、投信販売のTORANOTECとセブン銀行の管理する装置となり、各種委託関係が生じるため、法令・監督上の問題がないかを検証。
- また、TORANOTECは、投信購入用に預かった資金の分別管理義務を負うが、このサービスでは、顧客の資金（おつり等）が複数の業者を介することから、どの時点で義務が発生すると考えるべきかを検証。



## 設立趣旨

- フィンテックにより金融サービスが動的に変化していく中、イノベーションの動きを促進していくことが重要。
- フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、**FinTech Innovation Hub**を設置（2018年7月）。

(参考) メンバーは、総合政策課フィンテック室を中心に、企画市場局、総合政策局等の関係幹部・職員の約30名により構成。



## 活動状況

### 情報収集機能・イノベーション促進

#### ・「100社ヒアリング」の実施

- － フィンテック企業を中心に、金融機関、ITベンダーなど様々な関係者を訪問し、最新の取組み等について意見交換を実施。
- － AI、ブロックチェーン等の技術面や、資金供与・決済等の金融サービスの特性にも留意し、ヒアリング先を抽出。
- － ヒアリング先企業のニーズ、課題に応じて、当庁の「FinTechサポートデスク」や「実証実験ハブ」といった支援ツールを紹介し、活用を促進。
- － 庁内職員の啓蒙を兼ねたフィードバックの機会創出。（「FinTech Meetup ランチョン」を開催し、有識者との意見交換の場を創出）

### フィンテック・ステークホルダーの連携の機会 新たなパブリックコンサルテーションの場の構築

#### ・ フィンテック・サミット2018の開催

(2018年9月)

- － 日本経済新聞社と共催。金融庁主催コンファレンスでは、ブロックチェーンのセッションを充実させ、初めてAIに特化したセッションを設けるなど、未来志向の討論を実施。

#### ・ Meetup with FSAの開催

- － Fintech協会等の協力を得て、フィンテック企業等との双方向のコミュニケーションの場として開催。

#### [開催実績]

FINOLAB@大手町（2018年8月）、Plug and Play@渋谷（同12月）、Fukuoka Growth Next@博多（2019年1月）、Neutrino@渋谷（同年5月）

# 決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

## メンバー

令和元年6月24日時点

### 座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

### メンバー

市川 卓 (株)ジェーシービー総合企画部 部長  
岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授  
内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO  
内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長  
翁 百合 (株)日本総合研究所理事長  
加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長  
小池 信夫 (公財)金融情報システムセンター企画部長  
河野 康子 (一財)日本消費者協会理事  
五來 雄二 (株)常陽銀行常務取締役  
瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事  
長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事  
戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 巖 (一社)国際銀行協会事務局次長  
中谷 昇 ヤフー(株)執行役員 兼 政策企画統括本部長  
萩原 攻太郎 (一社)全国銀行協会企画委員長((株)三井住友銀行常務執行役員)  
服部 悟 (株)名古屋銀行常務取締役  
浜 俊明 富士通リース(株)社長補佐 兼 財務部長  
林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長  
前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事  
牧野 秀生 花王(株)会計財務部門管理部長  
宮澤 一洋 ウェルネット(株)代表取締役社長  
山上 聰 (株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長  
與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事事務局長

### オブザーバー

臼井 智博 日本銀行決済機構局決済システム課長  
中澤 亨 財務省大臣官房信用機構課長  
福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

## 開催状況

### 第1回会合(平成28年6月8日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)

### 第2回会合(平成29年1月11日)

全銀協における取組状況(全銀協)、XML・金融EDIに関する取組(経産省)、  
情報セキュリティに関する取組(FISC)

### 第3回会合(平成29年6月21日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)、中小企業のフィンテック対応・活用  
に関する提言(日本商工会議所)、情報セキュリティに関する取組(FISC)、FinTech  
ビジョン(経産省)、外為報告及び非居住者円送金の見直し(財務省)

### 第4回会合(平成29年12月20日)

全銀協における取組状況(全銀協)、共通EDIに関する中小企業庁の取組(中企庁)、  
外為報告の合理化の対応状況(財務省)、情報セキュリティに関する取組(FISC)

### 第5回会合(平成30年6月11日)

全銀協における取組状況(全銀協)、商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の  
取組状況(中企庁)、外為報告の合理化の取組状況(財務省)、情報セキュリティに関する  
取組状況(FISC)、オンライン で完結する本人確認の実現に向けた検討状況(事務局)

### 第6回会合(平成31年1月29日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)、XML電文への移行に関する取組  
状況(全銀協、富士通、花王、イオンアイビス)

### 第7回会合(令和元年6月24日)

全銀協における取組状況(全銀協)、安全対策基準改訂(FISC)、オープンAPIの  
利活用の推進(全銀協、電代業協会)、XML電文への移行(中企庁)、金融機関に  
おけるキャッシュレス化の推進(みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、  
ゆうちょ銀行、常陽銀行)

## オンラインで完結する本人確認方法の検討

### 背景

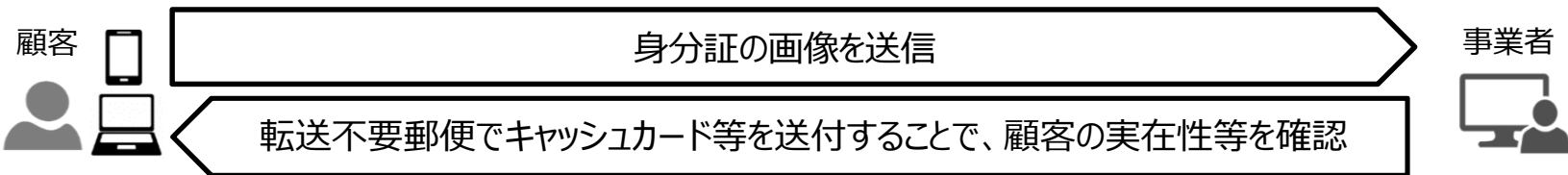
- FinTechに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。  
金融業・市場に変革をもたらしつつある。



金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないとの指摘あり。

現状、非対面での本人確認方法として、金融機関等は、顧客から身分証（写し）の送付を受け、顧客宅にキャッシュカード等の取引関係文書を転送不要郵便にて送付する必要がある。

従来の本人確認方法の例



### 「未来投資戦略2017」(抄)

- FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

### オンラインで完結する新たな本人確認方法

- 規則改正（平成30年11月30日公布・施行（一部は令和2年4月施行））により、オンラインで完結する新たな本人確認方法等を追加。

## オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

### 1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。

事業者



### 2. ICチップ<sup>°</sup>情報+顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号ハ)



本人確認書類のICチップ<sup>°</sup>情報送信 + 本人の容貌の画像送信

事業者



### 3. 銀行等への照会 (6条1項1号ト(1))



本人確認書類の画像又はICチップ<sup>°</sup>情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会

事業者



### 4. 顧客名義口座への少額振込 (6条1項1号ト(2))



本人確認書類の画像又はICチップ<sup>°</sup>情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信

事業者





2016年、2017年に引き続き、日本経済新聞社との共催で開催。金融庁主催コンファレンスにおいては、ブロックチェーンのセッションを充実させ、初めて人工知能に特化したセッションを設けるなど、未来志向の討論を実施。

## 【Programme】 [金融庁シンポジウム (9月27日)] (\*:moderator)

- **Opening Remarks [開会の辞]**  
越智隆雄 (内閣府副大臣)

### Session I: Blockchain X-border talk among regulators [当局者セッション] How the regulatory community is Coping with new technologies

水口純\* (金融庁審議官), Morten Linnemann Bech (国際決済銀行CPMI事務局長), James Chapman (カナダ中銀上席研究員), Roy Teo (星MAS), Nigel Jenkinson (IMF), 山岡浩巳 (日本銀行決済機構局長), Léonard Bôle (スイスFINMA理事), 相原寛史 (MUFGデジタル企画部部長)



### Session IV: RegTech and SupTech [レグテック] Creating a new regulatory ecosystem via new technologies

佐々木清隆\* (金融庁総合政策局長), Eric Burger (米ジョージタウン大学教授), Beju Shah (英中銀政策ヘッド), Clark Frogley (米IBM), 岩田太地 (NECフィテック室長), John Price (豪ASIC理事)



### Session II: Blockchain X-border talk with the tech community [技術セッション]

崎村夏彦\* (野村総合研究所上席研究員), 松尾真一郎 (米ジョージタウン大学教授), 鈴木茂哉 (慶應義塾大学特任准教授), Adam Back (米Blockstream CEO), Pindar Wong (香港Verifi Chairman)

### Session V: What's Next? Part 1 [人工知能] Artificial Intelligence for the financial industry

Martin Arnold\* (Financial Times), David Beardmore (英Open Data Institute上席部長), 副島豊 (日本銀行FinTechセンター長), 藤巻遼平 (dotDATA CEO), 谷崎勝教 (SMFG執行役専務), Antonio Valderrabanos (西Bitext CEO)



### Session III: Special Fireside Chat “J-Fintech and Society 5.0” [決済高度化] Facilitating better payments and beyond

森下哲朗\* (上智大学教授), 翁百合 (日本総合研究所理事長), 山上聰 (NTT Data経営研究所マネージングディレクター), 長稔也 (日立製作所チーフエバンジェリスト), 伊藤千恵 (電通国際情報サービス部長), 柏木英一 (じぶん銀行代表取締役), 丸山弘毅 (FinTech協会代表理事), 山田大介 (みずほFG専務執行役員)



### Session VI: What's Next? Part 2 [保険テック] InsurTech – Is this the last fintech frontier in the industry?

河合美宏\* (京都大学教授), 畑加寿也 (justInCase CEO), Wayne Xu (中ZhongAn International President), Frank Eijsink (蘭NN Life Insurance Company日本代表), Tang Loac (仏P2P Protect President), 檜崎浩一 (Sompoホールディングス常務執行役員), 岡田大 (金融庁信用制度参事官)

- **Closing Remarks [閉会の辞]**  
村井英樹 (内閣府大臣政務官)



- 「未来投資戦略2017」を踏まえ開始されたプロジェクト。ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に着目した研究課題を設定。研究成果を金融庁主催の国際会議体である「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」において、海外の当局、大学、企業等の暗号、セキュリティの専門家等との議論を深めてきた。
- 研究の第1段階（2018年度）として「セキュリティ」、「技術の脆弱性」に焦点。第2段階（2019年度）として「匿名性・追跡可能性」に焦点。今後は、分散型金融システムのガバナンスの研究等、G20の議論とも歩調を合わせた研究を実施。

## パブリック・ブロックチェーン・エコシステム [例：ビットコイン]

「ビジネス（業）」としての領域（例：資金決済法等）



ビジネス領域

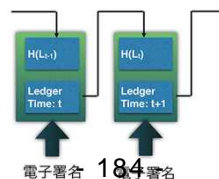
技術領域

技術基盤

内蔵技術

ブロックチェーン

暗号技術（電子署名など）



## セキュリティ

- コードの脆弱性、アルゴリズムの堅牢性は誰が検証すべきか。
- 攻撃等が発生した場合に想定される利用者等への影響はどの程度か。また復旧策はあるか。

## 技術の脆弱性

- 暗号はいずれ陳腐化し破られる（危殆化）。脆弱性への対応策は実行可能であるのか。

## 匿名性・追跡可能性

- 匿名化技術は発展途上にある中、プライバシー保護と追跡可能性とのバランスを如何に図るべきか。

## [今後] ガバナンス体制

- 日本の場合、ビジネス領域について、規制監督などの制度が、ある程度確立されている一方、技術面の脆弱性を含めたエコシステム全体での問題が発生した場合、復旧策の手順等のガバナンスの検討をしていく必要。
- 国際的にも、分散型金融システムのガバナンスの課題について検討していく必要。

# ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト

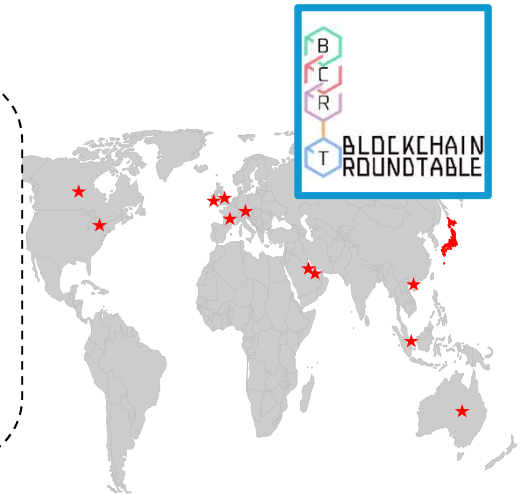
金融庁主催 マルチステークホルダー参加型会議「Blockchain Round Table」の開催

**各国の金融当局・研究者等のマルチステークホルダーが参画するブロックチェーンに関する「国際共同研究」プロジェクトを実施。**2017年に第1回の準備会合を金融庁で開催。昨年、第2回ラウンドテーブルを金融庁で開催。**第3回会合を2019年3月27日、28日に実施（於：金融庁）。**

## 第3回の参加者 [招待]

### 合計16の金融当局、中央銀行、国際機関が参加

- 国内から、**金融庁、財務省、日本銀行、東京大学、京都大学、慶應義塾大学、明治大学、立命館大学**が参加。
- 海外から、**ジョージタウン大学、米国MITメディアラボ、ケンブリッジ大学、FSB、IMF-OAP、OECD、**アブダビFSRA、豪ASIC、独BaFin、仏中銀、仏ACPR、愛財務庁、ドバイFSA、英FCA、香港HKMA、星MASが参加。
- 一部セッションに、**企業側の研究者、開発者**（招待ベース）も参加。



## 第3回の議論概要

### ① 暗号資産経済圏における規制とガバナンスの在り方

- ブロックチェーンに基づく分散型金融システムがもたらす機会を十分いかしつつ、想定しうるリスクについて議論。当局者、技術者コミュニティ、開発者、利用者、投資家、アカデミア等を含む全てのステークホルダーによる連携・協力が不可欠という認識を共有。

### ② 暗号資産を用いたマネーロンダリング問題

- 分散型金融システムのリスクとして、匿名化技術の進展や追跡可能性の欠如の問題について議論。技術者と当局者が協力することによって、技術的に解決できる領域があるという認識を共有。

### ③ トークンエコノミー

- ブロックチェーンの活用として、トークン化の動向、トークン化とデジタル化の違い、等について、今後の政策上のインプリケーションについて議論。

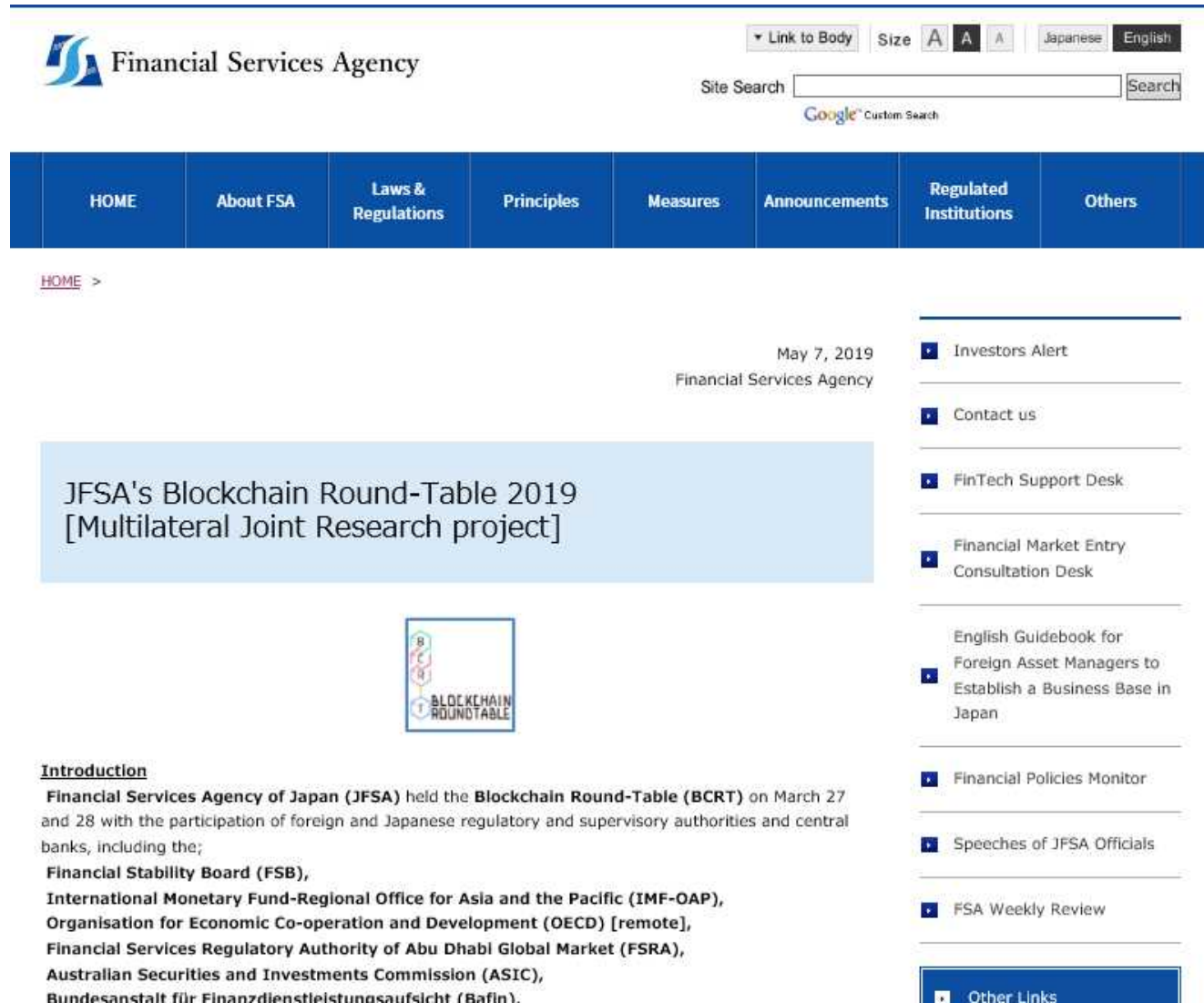
### ④ ユースケースや当局間の規制比較、各国の規制動向

- 貿易金融や中銀デジタル通貨等でのブロックチェーン技術の活用の動向や、各国の規制のアップデートを共有。

# ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト

金融庁主催マルチステークホルダー参加型会議「Blockchain Round Table」の開催

## ハイレベルサマ리를リリース



The screenshot shows the JFSA website with the following elements:

- Header:** Financial Services Agency logo, navigation menu (HOME, About FSA, Laws & Regulations, Principles, Measures, Announcements, Regulated Institutions, Others), search bar, and language/size options.
- Breadcrumb:** HOME >
- Date:** May 7, 2019, Financial Services Agency
- Main Content:**
  - Section: JFSA's Blockchain Round-Table 2019 [Multilateral Joint Research project]
  - Image: Blockchain Roundtable logo
  - Section: **Introduction**
  - Text: Financial Services Agency of Japan (JFSA) held the Blockchain Round-Table (BCRT) on March 27 and 28 with the participation of foreign and Japanese regulatory and supervisory authorities and central banks, including the;
    - Financial Stability Board (FSB),
    - International Monetary Fund-Regional Office for Asia and the Pacific (IMF-OAP),
    - Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) [remote],
    - Financial Services Regulatory Authority of Abu Dhabi Global Market (FSRA),
    - Australian Securities and Investments Commission (ASIC),
    - Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin).
- Right Sidebar:**
  - Investors Alert
  - Contact us
  - FinTech Support Desk
  - Financial Market Entry Consultation Desk
  - English Guidebook for Foreign Asset Managers to Establish a Business Base in Japan
  - Financial Policies Monitor
  - Speeches of JFSA Officials
  - FSA Weekly Review
  - Other Links

- ▲ JFSA's Blockchain Round-Table 2019 のプレスリリース (2019年5月7日、英語版のみ公表)  
 URL : <https://www.fsa.go.jp/en/news/2019/20190327-28.html>

# フィンテックに係る協力枠組みの構築

## 英FCA・星MAS・豪ASIC等、7カ国・8当局との間でフィンテックに係る協力枠組みを構築

### 協力枠組みの概要

#### 1 フィンテック企業の相互紹介

- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介



海外進出に際して、  
相手国当局からサポートを受けることを可能に

#### 2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

#### 3 当局間の情報共有



フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

FCA: Financial Conduct Authority (英・金融行為規制機構) 2017年3月  
 MAS: Monetary Authority of Singapore (星・金融管理局) 同年3月  
 ASIC: Australian Securities & Investments Commission (豪・証券投資委員会) 同年6月  
 FSRA: Financial Services Regulatory Authority (アブダビ・金融サービス規制庁) 同年9月

FINMA: Swiss Financial Market Supervisory Authority (瑞・金融市場監督機構) 2018年4月  
 DFSA: Dubai Financial Services Authority (ドバイ・金融サービス機構) 同年9月  
 ACPR: Autorité de contrôle prudentiel et de résolution (仏・プルーデンス監督・破綻処理庁) 同年11月  
 AMF: Autorité des marchés financiers (仏・金融市場庁) 同年11月

## 第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

### I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

### II 2018 事務年度取組み

休眠預金等活用法第48条において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、引き続き、各種の広報活動に取り組んだ。

具体的には、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等についても預金者等が返還請求を行えること等について国民に周知を図るため、預貯金者の方などのためのQ&Aを拡充し、金融庁ウェブサイトに掲載したほか、政府広報としてテレビ番組の放映等を行った。

また、2019事務年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、休眠預金等活用法に基づく関係法令の整備等を行った。

# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

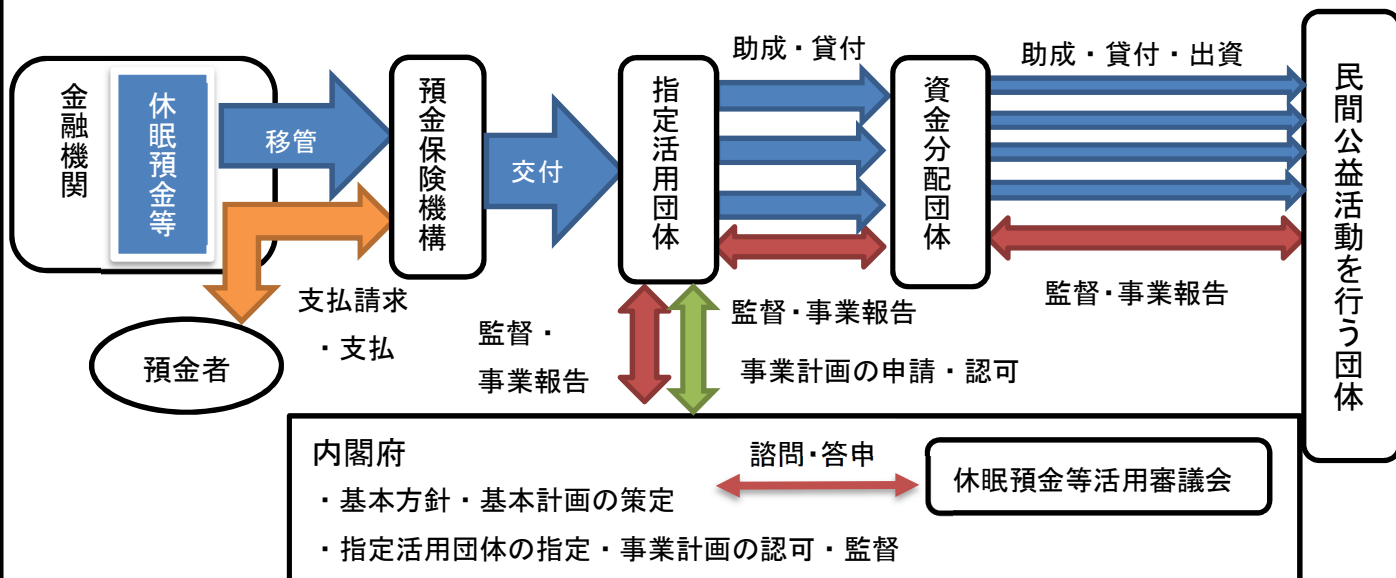
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

### ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

### ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】